□■レポート作成講座 3 号 2021□■

今月の豪雨は、全国に様々の爪痕を残しています。被害にあわれた皆様、心よりお見舞い申し上げます。

阪神・淡路大震災の後、災害と孤立死は大きな社会問題となりました。防災は、地域共生社会を身近に感じる、待ったなしの課題です。皆様は、どのように地域で取り組まれていますか。

コロナ禍で、災害時の避難所には感染対策が求められています。今回の○×クイズは、避難所の中の「福祉避難所」を とりあげます。

【国試対策○×クイズ】

福祉避難所は、要配慮者とその家族・支援者だけでなく一般の被災者も同時に受け入れることとされている。 答えと解説は最後に記載してあります。

■Yoseiio Info · · · · ·

今年度の全国 5 会場に集まって行うスクーリングは、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

5月28日付でホームページにお知らせを掲載しています。

詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=4183

※スクーリング代替授業の詳細については、6月下旬に全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な 点がある際は、本養成所にお問い合わせください。

■Test Info · · · ·

国家試験に関する情報をお届けします

・第34回国家試験は、令和4年2月6日(日)です。

詳しくはこちら→http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

・大雨の影響により、各地で災害が発生していることから、日本ソーシャルワーク教育学校連盟より情報提供です。身の 安全の確保と警戒を、引き続きよろしくお願いいたします。

「参考 URL]

・気象庁 HP 台風や集中豪雨から身を守るために

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ame chuui/ame chuui p1.html

・気象庁 HP 自分で行う災害への備え

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ame chuui/ame chuui p10.html

・厚生労働省 HP 災害時における避難所での感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

・『20210703 7 月 1 日からの大雨』(災害情報支援ポータル)(短縮 URL) https://bit.ly/3hfWkt0

■Plus Column · · · · ·

【引用・参考文献と剽窃】

レポート提出期間に入りました。今回1年生は6科目、2年生は5科目の提出となります。「相談援助実習」が免除されている方も今回の「相談援助演習(1)」のレポート提出は必要ですので、1年生は注意してください。

さて、今回は、引用文献・参考文献についてお話します。レポート作成では、テキストを読み込み、参考文献等にあたりながら自分の考えを深めていきます。他者の意見や研究成果をそのまま書く場合(引用)、他者の意見を手掛かりに自分の言葉でまとめる場合(参考)は、必ずその根拠となるものを示さないといけません。根拠を示さずに、そのまま書き写すことは、他者のものを盗む「剽窃(ひょうせつ)」となります。「テキストや文献名などを記入する必要があります」「文献表示のないレポートは、再提出となる場合があります」とお伝えしているのは、そのためです。提出前に再度確認してください。

次に、インターネットで検索したものを引用・参考にするお話です。今や「なんだっけ」と思った瞬間に携帯やパソコンで調べることができます。ただ、その情報は信用できるのでしょうか。検索して一番上にあるから大丈夫なのでしょうか。当養成所では、SNSや Wikipedia など著者の責任が明らかでないものをそのまま写すことは不可としています。信頼性を判断するには、その出典にあたる必要があります。お近くの図書館やコロナ禍の中、増えている公立の電子図書館も活用できそうです。

※レポートの科目名ですが、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【国試対策○×クイズ:答えと解説】

【答え】×

「災害対策基本法施行令」では、福祉避難所は、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在」させるとしています。そして、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、「その他の特に配慮を必要とする者」を妊産婦、医療的ケアを必要とする者、病弱者など避難所生活で特別な配慮を必要とする者、及びその家族としています。

福祉避難所は、「地域福祉の理論と方法」の 29 回、「現代社会と福祉」の 31 回に出題されています。また、要配慮者の うち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」といいます。こちらは、「地域福祉の理論と方法」の 31 回、「相談援助の理論と方法」の 32 回に出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus